第二十九項中「又は通年雇用奨励金」を「、通年雇用奨励金又は重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十項を同条第二十六項とし、同条第三十一項中「緊急就職支援者雇用開発助成金、地域求職者雇用奨励金」を「受給資格者創業支援助成金」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金」を削り、「第百十八条の三第七項第一号」を「第百十八条の三第六項第一号」に改め、「限る。」の下に「、職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。）」を加え、「、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発助成金」を削り、同項を同条第二十七項とし、同条第三十二項から第三十四項までを削り、同条第三十五項中「介護労働者設備等整備モデル奨励金」を「介護労働者設備等導入奨励金」に、「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金」を削り、「介護雇用管理制度等導入奨励金、事業協同組合等雇用促進事業助成金」を「重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」に、「地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金」を「中小企業雇用創出等能力開発助成金又は建設雇用改善推進助成金」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十六項中「高年齢者雇用確保充実助成金、短時間労働者均衡待遇推進等助成金、事業協同組合等雇用促進事業助成金、建設事業主団体雇用改善推進助成金又は能開機構財会省令第二十一条第一項に規定する建設業人材育成支援助成金（以下「建設業人材育成支援助成金」という。）」を「高年齢者雇用確保充実奨励金、建設教育訓練助成金又は建設雇用改善推進助成金の支給」に改め、同項を同条第二十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

30　均衡待遇・正社員化推進奨励金（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成五年労働省令第三十四号）第十三条第一項第二号又は第三号に該当する事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給を受けることができる事業主が、試行雇用奨励金の支給を受けた場合には、当該試行雇用奨励金の支給対象労働者については、均衡待遇・正社員化推進奨励金は支給しないものとする。

第百十九条第三十七項から第三十九項までを削り、同条第四十項及び第四十一項中「緊急就職支援者雇用開発助成金、地域求職者雇用奨励金」を「受給資格者創業支援助成金」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」及び「、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金」を削り、「第百十八条の三第七項第一号」を「第百十八条の三第六項第一号」に改め、「限る。」の下に「、職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。）」を加え、「、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発助成金」を削り、「同項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）」を「同項第一号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第四十四項中「第百十八条の三第七項第二号（同号ロの委嘱に係るものに限る。）」を「第百十八条の三第六項第二号」に改め、「事業協同組合等雇用促進事業助成金又は」及び「（同号ロの雇入れに係るものに限る。）」を削り、「又は職場支援従事者配置助成金の支給を受けた」を「同項第二号（同号ロの委嘱に係るものに限る。）」に、「同項第二号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十五項中「第百十八条の三第七項第三号」を「第百十八条の三第六項第三号」に、「高年齢者雇用モデル企業助成金、介護雇用管理制度等導入奨励金、事業協同組合等雇用促進事業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に、「同項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）」を「同項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）又は第二号（同号ロの委嘱に係るものに限る。）」に該当する事業主に係るものに限る。）」を「同項第一号又は第二号に該当する事業主に係るものに限る。）、職場支援従事者配置助成金」に改め、「地域雇用開発能力開発助成金」を「建設雇用改善推進助成金」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十六項中「第百十八条の三第六項第四号」に、「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金、事業協同組合等雇用促進事業助成金」及び「、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、「建設事業主雇用改善推進助成金」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十八項中「第百十八条の三第六項第五号」を「第百十八条の三第六項第六号」に、「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金、」、介護雇用管理制度等導入奨励金、事業協同組合等雇用促進事業助成金」及び「、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、「建設事業主雇用改善推進助成金」を「建設雇用改善推進助成金」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十項中「第百十八条の三第七項第六号」を「第百十八条の三第六項第六号」に改め、「事業協同組合等雇用促進事業助成金又は」を削り、同項を同条第五十一項とし、同条第五十二項中「第百十八条の三第七項第七号」を「第百十八条の三第六項第七号」に改め、「事業協同組合等雇用促進事業助成金又は」を削り、同項を同条第五十三項とし、同条第五十四項中「第百十八条の三第七項第八号」を「第百十八条の三第六項第八号」に改め、「事業協同組合等雇用促進事業助成金又は」を削り、同項を同条第五十五項とし、同条第五十六項中「第百十八条の三第七項第九号」を「第百十八条の三第六項第九号」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十八項中「第百十八条の三第七項第十号」を「第百十八条の三第六項第十号」に改め、「事業協同組合等雇用促進事業助成金又は」を削り、同項を同条第五十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

40　職場支援従事者配置助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の二第六項第一号から第三号までに該当する事業主に係るものに限る。）、訓練等支援給付金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、職場支援従事者配置助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、高年齢者職域拡大等助成金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、地域求職者雇用奨励金、地域再生中小企業創業助成金、通年雇用奨励金、事業所内保育施設設置・運営等助成金、介護労働者設備等導入奨励金又は認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金は支給しないものとする。

41　重度障害者等多数雇用施設設置等助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、高年齢者雇用モデル企業助成金、高年齢者職域拡大等助成金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、地域求職者雇用奨励金、地域再生中小企業創業助成金、通年雇用奨励金、事業所内保育施設設置・運営等助成金、介護労働者設備等導入奨励金又は認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金は支給しないものとする。

第百二十条中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に、「、第七項及び第九項」を「及び第七項」に、「第百十二条第二項、第六項、第七項、第九項及び第十一項」を「第百十二条第二項、第四項及び第五項」に改め、「及び第三項（附則第十七条の四第一項及び第四項の規定により適用される場合を含む。）」を削り、「及び第五項から第十項まで」を「、第五項及び第六項」に、「及び第六項から第八項まで」に、「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に改め、「、緊急就職支援者雇用開発助成金」、「、育児休業取得促進等助成金」を削り、「介護基盤人材確保等助成金、介護雇用管理制度等導入奨励金、介護未経験者確保等助成金、介護労働者設備等整備モデル奨励金」を「介護労働者設備等導入奨励金」に、「中小企業雇用安定化奨励金、短時間労働者均衡待遇推進等助成金」を「及び精神障害者雇用安定奨励金」に、「及び精神障害者雇用安定奨励金、職場支援従事者配置助成金及び重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」に改める。

第百二十条の二中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に、「、第七項及び第九項」を「及び第七項」に、「第百十二条第二項、第六項、第七項、第九項及び第十一項」を「第百十二条第二項、第四項及び第五項」に改め、「及び第三項（附則第十七条の四第一項及び第四項の規定により適用される場合を含む。）」を削り、「及び第五項から第十項まで」を「、第五項及び第六項」に、「及び第六項から第八項まで」に、「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に改め、「、緊急就職支援者雇用開発助成金」及び「、育児休業取得促進等助成金」を削り、「介護基盤人材確保等助成金、介護雇用管理制度等導入奨励金、介護未経験者確保等助成金、介護労働者設備等整備モデル奨励金」を「介護労働者設備等導入奨励金」に、「中小企業雇用安定化奨励金、短時間労働者均衡待遇推進等助成金」を「均衡待遇・正社員化推進奨励金」に、「事業協同組合等雇用促進事業助成金及び重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」に改める。